

平成 29 年 4 月 1 日  
釜石市告示第 32 号の 25

## 釜石市福祉人材確保型奨学金返還補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、市内の医療及び福祉分野で働く人材の確保と定住促進を図ることを目的に、奨学金の貸与を受け修学した者が、釜石市（以下「市」という。）が指定する資格を取得し、市内において、取得した資格に基づく業務に就労した場合、その者が借り入れた奨学金の返還金額の一部に対し、予算の範囲内で、釜石市補助金交付規則（昭和 50 年釜石市規則第 44 号）、釜石市補助金交付要領（平成 19 年釜石市告示第 79 号）及びこの要綱により、補助金を交付する。

### (補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する大学、短期大学又は専修学校(以下「学校等」という。)の専門課程若しくは高等課程又は通信教育課程に進学し、在学している期間に第 4 条各号に規定する奨学金の貸与を受け、現に返還が発生又は返還残額がある者
- (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士又は幼稚園教諭の資格を有する者
- (3) 市内の事業所等(以下「事業所等」という。)に正規雇用又は週 30 時間以上勤務する職員として採用され、前号に掲げる資格に基づく業務に従事する者で、事業所等に勤務を開始した日から起算して 5 年以上継続して就業する予定のもの又は既に 5 年以上継続して就業しているもの
- (4) 補助金を交付する年度中、継続して事業所等に就業及び市に住民登録をしている者
- (5) 奨学金返還に係る他の補助を受けていない者
- (6) 補助金交付申請及び補助金請求日において、奨学金の返還及び市税に滞納がない者
- (7) 釜石市暴力団排除条例（平成 27 年釜石市条例第 37 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でない者

### (対象とする事業所等)

第 3 条 前条第 3 号に規定する事業所等は、市内に所在する次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国、地方公共団体及び独立行政法人が運営する事業所等を除くものとする。

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所
- (2) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、同法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム又は同法第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター
- (3) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設、同条第 1 項に規定する居宅サービス事業を行う事業所、同条第 24 項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所、同条第 14 項に規定する地域密着型サービス事業を行う事業所、同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス事業を行う事業所、同法第 115 条の 12 第 1 項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所、同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する介護予防、日常生活支援総合事業第一号事業を行う事業所
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、同法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う事業所、同条第 10 項に規定する小規模保育事業を行う事業所、同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う事業所及び同法第 40 条に規定する児童厚生施設
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び児童福祉法第 6 条の 2 の 2 に規定する障害児通所支援事業を行う事業所  
(対象とする奨学金)

第 4 条 補助金の交付の対象とする奨学金は、次の各号に掲げるいずれかに該当するもののうち、返還義務のあるものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- (2) あしなが育英会の奨学金
- (3) 公益財団法人交通遺児育英会の奨学金
- (4) 各自治体が貸与する奨学金
- (5) その他市長が認める奨学金

(補助金額)

第 5 条 補助金額は、補助金の交付を申請する年度内に返還すべき奨学金の額（繰上げ償還による奨学金の返還額は含まない。以下「返還金額」という。）とし、一月当たり 10,000 円、年額 120,000 円を限度とする。

(補助対象期間)

第 6 条 補助金を交付する期間は、補助金交付の初年度から起算して 3 年間を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付申請は、釜石市福祉人材確保型奨学金返還補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、添付書類は次のとおりとする。

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの
- (2) 年度毎の返還金額及び返還期間を証するもの
- (3) 第2条第2号に規定する資格を有していることが確認できるもの
- (4) 就業証明書（様式第2号）
- (5) 学校等を修了したことが確認できるもの
- (6) 就業経歴書（様式第3号）（市外で第2条第2号に規定する資格に基づき就労経験がある者に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請期限は、各年度において市長が別に定める期日とする。

（交付の決定及び通知）

第8条 補助金の交付決定は、釜石市福祉人材確保型奨学金返還補助金交付可否決定通知書（様式第4号）によるものとする。

2 予算の範囲を超えて前条の申請があったときは、別に定める基準により、補助対象者を決定するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助金の請求は、釜石市福祉人材確保型奨学金返還補助金交付請求書（様式第5号）によるものとし、添付書類は次のとおりとする。

- (1) 返還した奨学金の金額が確認できる書類
- (2) 就業証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金請求書等の提出期限は、毎年3月31日とする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による書類を受理したときは、内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合していると認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、申請年度に返還した奨学金の額が交付決定額を下回ったときは、奨学金返還額をもって交付額とする。

（補助金の辞退）

第11条 第8条の規定による交付決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、釜石市福祉人材確保型奨学金返還補助金辞退届出書（様式第6号。以下「辞退届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 市外へ転出したとき。
- (2) 事業所等を退職したとき。
- (3) 勤務時間が週30時間を下回る雇用形態に変更になったとき。

(4) 市外の事業所に勤務することになったとき。

2 市長は、前項の辞退届出書を受理したときは、内容を審査し、補助金を取り消すこととした場合は、釜石市福祉人材確保型奨学金返還補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日告示第79号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第88号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日告示第64号の5)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。